

シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について

平成23年4月21日

23水漁第233号

水産庁長官通知

一部改正

平成25年4月11日

25水漁第119号

一部改正

平成26年7月1日

26水漁第499号

一部改正

平成27年〇月〇日

27水漁第〇〇〇号

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、シンガポールは、3月11日以降に福島県において採捕又は加工されて輸出される水産物の輸入を禁止し、その他の都道府県からの輸出に当たり、放射性物質に関する証明書又は原産地証明（以下「証明書」という。）の添付を求めているところである。本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁又は水産庁のホームページ上で証明書発行機関として公表されている都道府県の水産部局（以下、「証明書発行機関」という。）の担当官が証明書を発給する手続について定めるものである。

第2 証明書発行の対象となる水産物

我が国からシンガポールへ輸出する水産食品（直接又は加工後に食される食用の水産動物及びそれらの加工品をいう。）。

第3 証明書発行の要件

- 発行機関は、以下の（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす食品に証明書を発行することとする。
 - 福島県、茨城県、栃木県又は群馬県以外の都道府県の沿岸域で採捕され、かつ水揚げ及び加工（包装等の最終製品と至るまでの全ての過程）されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県以外の都道府県で加工されたものであること。
 - 茨城県、栃木県又は群馬県の沿岸域で採捕されたもの及び茨城県、栃木県又は群馬県で水揚げ若しくは加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。
- 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書

類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

1 証明書の発行を申請する者は、第3の1の(1)に該当する食品を輸出しようとする場合には以下の(1)から(5)まで及び必要に応じて(6)又は(7)に掲げる書類を、第3の1の(2)に該当する食品を輸出しようとする場合には以下の(1)から(6)及び必要に応じて(7)に掲げる書類を、証明書発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、証明書の発行に当たり、以下の(3)から(6)の書類に代えて、都道府県水産部局長による確認書を提出することができる。

- (1) 証明書発行申請書(別記様式1)
 - (2) 必要事項を記入したシンガポールへの輸出に係る証明書(別記様式2)
 - (3) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類(インボイス、パッキングリスト等)
 - (4) 主原料の産地及び加工された都道府県を証明することができる書類
 - (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類(営業許可証等)の写し
 - (6) 検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
 - (7) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式3の委任状
- 2 証明書発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。
- 3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

第5 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 (Tel 03-3501-1961) 又はホームページ上で公表する証明書発行機関の連絡先